

EUにおける新たな混合食品規制について



農林水産省

輸出・国際局 規制対策グループ



本資料は令和6年11月時点で得られた情報を元にとりまとめています。

- EUの混合食品規制の概要
- 規制の対象となる混合食品
- 公的証明書及び自己宣誓書
- 自己宣誓書の通関時の確認免除
- 公的証明書の発行手続
 - 肉製品、乳製品、卵製品を含む混合食品の場合
 - 水産製品のみを含む混合食品の場合
- 自己宣誓書
- 参考情報

EUの混合食品規制の概要



- EUは、動物性加工済原料及び植物性原料の両方を含む食品を「混合食品※」として独自に規制。
※ソーセージやかまぼこ等の畜水産物を主原料とした加工品は混合食品には含まれない。
- 対象となる混合食品は、
 - ✓ EU認定施設由来の動物性加工済原料を使用する必要。
 - ✓ 温度管理の必要性及び動物性加工済原料の種類により3つに分類され、輸出にあたり、公的証明書又は自己宣誓書の添付が必要。
- なお、混合食品の製造施設は、食品の衛生に関する規則※※に基づき、HACCPに沿った衛生管理が必要。
※※ Regulation(EC) No.852/2004

分類		品目（例）	製造施設のEU認定の要否		添付書類
			最終製品（混合食品）	動物性加工済原料	
混合食品	カテゴリー1 ・ 温度管理が必要	冷凍食品	不要 HACCPに沿った衛生管理が必要	必要	公的証明書 （注3）
	カテゴリー2 ・ 温度管理が不要 ・ 肉製品（注1）を含む	ラーメンスープ			
	カテゴリー3 ・ 温度管理不要（注2）であって、カテゴリー2以外のもの	だし入り味噌 めんつゆ 和菓子			自己宣誓書 （注4）
（参考）畜水産加工品		ソーセージ、かまぼこ	必要		公的証明書

注1：肉製品には、肉エキスを含みますが、ゼラチンやコラーゲンなどは含みません。

注2：品質維持のため、冷蔵(0℃より上)で輸出され、現地では常温で販売される製品を含みます。

現地では常温で販売される混合食品であっても、品質保持等の理由で0℃以下で輸送される場合はカテゴリー1の扱いになり、公的証明書が必要です。

注3：はちみつ製品を含む混合食品の輸出要件は、現在EU側に確認中です。

注4：はちみつ製品のみが含まれる混合食品は自己宣誓書が不要ですが、インボイス等の貿易関係書類の提出が求められます。